

当院では、下記取り組みを行い、看護職員の負担軽減などを行っております。

R7年 4月 1日時点の看護職員の負担の軽減に対する体制の状況						
(1) 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制						
ア 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に関する責任者		氏名: <u>越智 るみ</u> 職種: 看護師				
イ 看護職員の勤務状況の把握等						
(ア) 勤務時間		平均週 <u>40</u> 時間 (うち、時間外労働 <u>0</u> 時間)				
(イ) 2交代の夜勤に係る配慮		☒ 勤務後の暦日の休日の確保 ☒ 仮眠2時間を含む休憩時間の確保 ☐ 16時間未満となる夜勤時間の設定 ☐ その他 (具体的に:)				
(ウ) 3交代の夜勤に係る配慮		☐ 夜勤後の暦日の休日の確保 ☐ その他 (具体的に:)				
ウ 多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議		開催頻度: <u>12</u> 回/年 参加人数: 平均 <u>15</u> 人/回 参加職種(院長、副院長、事務部長、看護部長、各部門責任者)				
エ 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画		☒ 計画策定 ☒ 職員に対する計画の周知				
オ 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項の公開		☒ 医療機関内に掲示する等の方法で公開 (具体的な公開方法: 1階外来フロアと各病棟に掲示)				
(2) 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する具体的な取組内容						
ア 業務量の調整		☐ 時間外労働が発生しないような業務量の調整				
イ 看護職員と他職種との業務分担		☒ 薬剤師 ☒ リハビリ職種(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士) ☐ 臨床検査技師 ☐ 臨床工学技士 ☒ その他(職種: 病棟クラーク)				
ウ 看護補助者の配置		☒ 主として事務的業務を行う看護補助者の配置 ☒ 看護補助者の夜間配置				
エ 短時間正規雇用の看護職員の活用		☐ 短時間正規雇用の看護職員の活用				
オ 多様な勤務形態の導入		☒ 多様な勤務形態の導入				
カ 妊娠・子育て中、介護中の看護職員に対する配慮		☐ 院内保育所 ☐ 夜間保育の実施 ☒ 夜勤の減免制度 ☒ 休日勤務の制限制度 ☒ 半日・時間単位休暇制度 ☒ 所定労働時間の短縮 ☒ 他部署等への配置転換				
キ 夜勤負担の軽減		☐ 夜勤従事者の増員 ☒ 月の夜勤回数の上限定				
(3) 夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理等						
(□には、適合する場合「✓」を記入すること。)						
① 交代制勤務の種別 (□3交代、□変則3交代、□2交代、 ☒ 変則2交代)						
② 夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理						
	1)夜間看護体制加算 (障害者施設等入院基本料の注10)	2)急性期看護補助体制加算 (夜間看護体制加算)	3)看護職員夜間配置加算 (12対1配置1・16対1配置1)	4)看護補助加算 (夜間看護体制加算)	5)看護職員夜間配置加算 (精神科救急・急性期医療入院料の注5・精神科救急・合併症入院料の注5)	6) 1)から5)のいずれかの加算を算定する病棟以外
ア 11時間以上の勤務間隔の確保	☐	☐	☐	☒	☐	☒
イ 正循環の交代周期の確保(3交代又は変則3交代のみ)	☐	☐	☐	☐	☐	☐
ウ 夜勤の連続回数が2連続(2回)まで	☐	☐	☐	☒	☐	☒
エ 暦日の休日の確保	☐	☐	☐	☐	☐	☐
オ 早出・遅出等の柔軟な勤務体制の工夫	☐	☐	☐	☐	☐	☐
カ 夜間を含めた各部署の業務量の把握・調整するシステムの構築	☐	☐	☐	☐	☐	☐
(ア)過去1年間のシステムの運用	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)
(イ)部署間における業務標準化	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)
キ 看護補助業務のうち5割以上が療養生活上の世話	☐	☐	☐	☒	☐	☒
ク 看護補助者の夜間配置	☐	☐	☐	☒	☐	☒
ケ みなし看護補助者を除いた看護補助者比率5割以上	☐	☐	☐	☒	☐	☒
コ 夜間院内保育所の設置	☐	☐	☐	☐	☐	☐
サ ICT、AI、IoT等の活用による業務負担軽減	☐	☐	☐	☐	☐	☐
該当項目数	(☐)	(☐)	(☐)	(☒)	(☐)	☐
(参考)満たす必要がある項目数	4項目以上	3項目以上	4項目以上	4項目以上	3項目以上	☐